

平成31年4月
京 都 大 学

京都大学入試問題等の利用について

京都大学（以下、「本学」という。）学部入試の試験問題については、そのうちで国立大学法人京都大学以外の者の著作物及び著作権法による保護対象とならないもの以外の著作物（以下、「本学試験問題等」という。）並びにその出題意図等は、国立大学法人京都大学に著作権が属しています。

本学試験問題等及び出題意図等（以下、「京都大学入試問題等」という。）を他者に配布するため、および問題集等を作成するために複製・譲渡する場合は、下記の条項に則って使用することを条件に許可します。なお、京都大学入試問題等を自動公衆送信（送信可能化を含む）する場合も同様に許可することにします。

利用に当たり、著作権法上の権利を損ねないように十分にご留意願います。京都大学入試問題等の複製その他の利用により発生する問い合わせ及び質問等について本学は一切関与いたしません。

記

- 1 京都大学入試問題等の一部または全部の複製を含む印刷物を刊行した場合は、刊行の都度、刊行物を添えて「京都大学入試問題等利用報告書」（別紙様式）を刊行後1ヶ月以内に提出してください。自動公衆送信（送信可能化を含む）した場合は、送信される内容をプリントアウトしたものを添えて、「京都大学入試問題等利用報告書」を提出してください。ただし、学校教育法に基づいて設立された学校等が営利を目的とせず当該学校等の教育の一環としてこのような印刷物を使用する場合には、「京都大学入試問題等利用報告書」を提出する必要はありません。
- 2 京都大学学部入試の試験問題に含まれる著作物で国立大学法人京都大学以外に著作権が属するものについては、このような著作物を利用する者の責任において、その著作物の権利者から利用の許諾を得てください。
- 3 京都大学入試問題等を複製その他利用する場合は、それを複製または利用していることが分かるように出所を明示してください。

以上